

令和2年第3回広尾町議会臨時会 第1号

令和2年5月18日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 同意第 1号 広尾町副町長の選任について
- 5 同意第 2号 広尾町監査委員の選任について
- 6 議案第39号 財産の取得について
- 7 議案第40号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第41号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第42号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第43号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第44号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第45号 広尾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第46号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第4号）について
- 14 議案第47号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 15 議案第48号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司 | 2番 浜野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 北藤 利通 | 6番 志村 國昭 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 山谷 照夫 |
| 9番 渡辺 富久馬 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | | | |
|---|---|-----|---------|
| 町 | 長 | 村 瀬 | 優 |
| 副 | 町 | 長 | 田 中 靖 章 |

兼総務課長（事務取扱）	田	中	靖	章
会計管理者	山	崎	勝	彦
兼出納室長	山	崎	勝	彦
総務課長補佐	柏	崎	弥香	子
併総務課参事	西	内		努
併総務課主幹	山	岸	雄	一
併総務課主幹	木	幡	幸	雄
企画課長	雄	谷	幸	裕
企画課長補佐	及	川	隆	之
住民課長	齊	藤	美津	雄
住民課長補佐	佐	藤	直	美
住民課長補佐	楠	本	直	美
兼住民課長補佐	佐	藤	清	美
保健福祉課長	宝	泉		大
兼老人福祉センター所長	宝	泉		大
地域包括支援センター長	村	上	洋	子
健康管理センター長	佐	藤	清	美
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
保健福祉課子育て支援室長補佐	山	崎	義	和
認定こども園ひろお保育園長	道		尚	子
認定こども園ひろお保育園副園長	成	田	まゆみ	
兼豊似保育所長	成	田	まゆみ	
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農林課長	平		浩	則
兼町営牧場長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港湾課長	森	谷		亨
港湾課長補佐	安	岡	伸	弘

〈 教育委員会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏

管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
兼 図 書 館 長	小 川 浩 司
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠 基
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	西 脇 秀 司
事 務 局 次 長	寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	西 村 萌

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和2年第3回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から同意2件、議案10件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり、委任・囑託の申出のあった当該関係者の出席を求めております。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和2年第3回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
1点目の4月1日付人事異動についてであります。
本年4月1日付の異動件数は49件でありまして、そのうち昇格は4人、係から係長職のみであります。採用者数は8人で、一般行政職4人、保健師2人、保育士2人です。

次に、職員数であります。4月1日現在154人となりまして、昨年4月1日の職員数と比較して3人の増であります。役職別では、課長職15人、補佐職17人、係長職47人、係75人です。

異動後の機構につきましては、参考として別添の機構図のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

2点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名につきましては、養護老人ホーム配管改修工事です。

契約の相手方は、広尾郡広尾町丸山通北7丁目3の2、有限会社田中建設代表取締役田中久であります。

契約額は3,041万5,000円でありまして、工期は令和2年5月1日から令和2年10月30日までです。

工事の概要であります。平成28年度より計画的に施設の改修をしております。今年度は配管の改修に合わせパネルヒーター70台を取り替えるものであります。

指名業者等の状況についてであります。フジ暖房工業株式会社、森設備工業株式会社、株式会社奥原商会、浅岡工業株式会社、有限会社田中建設、株式会社畑下興業の6業者をもって入札を行い、落札率は98.8%です。

3点目の国民健康保険税率改正見送りについてであります。

広尾町では、平成30年度施行の国民健康保険制度改正に伴い税率の改正を行ってまいりました。また、本町の行政改革の一環として、平成30年度から令和4年度までの5か年にかけて、北海道から示された標準保険税率に近づけるとお示しをしているところであります。

しかしながら、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、本町の経済情勢に影響を及ぼしているところでありまして、地域住民の皆様の諸状況を踏まえ、当初予定しておりました5か年かける見直しを6年に引き延ばし、本年度の税率改正については来年度に見送ることとしたところであります。

次に、4点目の新型コロナウイルス感染症に係る対応についてであります。

政府は、5月14日、北海道や東京都など8都道府県を除く39県の緊急事態宣言を解除いたしました。北海道は特定警戒都道府県とされ、引き続き5月31日まで緊急事態宣言が継続されております。これを受けまして、北海道は、石狩管内以外の地域において独自に行ってきた指定施設の休業要請などを一部緩和したところであります。

こうした状況を踏まえ、第2回臨時会以降の本町における取組状況について報告をさせていただきます。

初めに、本町の各施設における休業等の実施状況でありますけれども、北海道の休業要請が一部緩和されておりますが、町民の命と健康を守ることを最優先に考え、町有施設については休業等の解除を行わず、引き続き5月31日まで休館、休業等の処置を取っております。

また、町職員の新型コロナウイルス対策につきましても、引き続き首都圏や札幌市など十勝管外への出張についても原則禁止とし、職員の私事旅行についても可能な範囲での自粛を要請している

ところであります。

次に、緊急経済対策についてであります。

1つ目として、地方創生臨時交付金についてであります。感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体の実情に応じたきめ細かな事業を実施できるよう新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設され、国から枠組みが示されましたので報告いたします。

臨時対象事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業とされております。国の予算は1兆円でありまして、そのうち7,000億円について1次配分され、本町の交付限度額は7,451万8,000円であります。現在、事業の取りまとめをし、実施計画の策定作業を行っております。計画策定後、対象事業について報告をさせていただきます。

2つ目であります。漁業経営に対する経営支援についてであります。

本町の基幹産業である漁業におきましては、ここ数年の漁獲不振が続く中、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により水産物の急激な需要減に伴う魚価安などで漁業経営が大きく圧迫されている状況にあり、事業の持続と乗組員の確保を図るため、早急な対策が必要であると認識しているところであります。

本町としての緊急的な取組として、漁業経営支援を図るため漁業支援活力資金利子補給等規則を定め、融資枠500万円を上限とする新たな運転資金を借り入れする漁業経営者に全額の利子補給と保証料を補助し、漁業経営の改善を図り本町漁業の振興を図ってまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症から町民の方々を守る取組としては、依然としてマスクの購入が困難な状況が続いている中で、どうしても通院しなければならない人工透析治療を受けられている方や特定疾患をお持ちの方、そして健診などで外出が必要となる妊産婦の方々へ無償でマスクを配付しております。また、感染すると重症化になりやすいとされている高齢者の方々に対しまして、70歳以上の方々1,856人全員の方に1人10枚ずつマスクを配付する予定であります。漁業支援資金の利子補給の関係及びマスクの配付に係る郵送料などの経費につきまして、本臨時会に関連する補正予算を提出させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

今後におきましても、国や北海道の動向を注視し、町民の命と健康を守ることを最優先に新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むとともに、大きな打撃を受けている地域経済の消費拡大に向け、プレミアム商品券の発行など商工会と連携して取り組んでまいりたいと思っております。町民の皆様、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、クールビズの実施についてであります。

本町におきましては、例年6月1日から9月末までの4か月間、クールビズを実施しておりましたが、近年の気候変動によりまして年々気温が上がっている状況にありますことから、開始時期を5月25日、そして終了期間を10月2日にクールビズの期間を変更し、実施するところとあります。皆様には何とぞご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 同意第1号

1、議長（堀田） 日程第4、同意第1号 広尾町副町長の選任についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第1号であります。

副町長の選任について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町副町長であります田中靖章氏が本年5月19日をもって任期満了となりますが、引き続き田中氏を副町長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものであります。

田中氏は、昭和36年8月の生まれで、現在58歳であります。ご承知のとおり、平成28年から広尾町副町長として能力を発揮していただいているところであり、長年にわたる行政経験から副町長として適任であると考え、提案をさせていただきました。

ご同意方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき質疑及び討論を省略します。

これより同意第1号 広尾町副町長の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、萬亀山ちず子議員、9番、渡辺富久馬議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序を申し上げます。

1番、松田健司議員、2番、浜野隆議員、3番、萬亀山ちず子議員、4番、前崎茂議員、5番、北藤利通議員、6番、志村國昭議員、7番、星加廣保議員、8番、山谷照夫議員、9番、渡辺富久馬議員、10番、小田雅二議員、11番、旗手恵子議員、12番、浜頭勝議員。

以上であります。

(投票)

1、議長（堀田） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

萬亀山ちず子議員、渡辺富久馬議員、開票の立会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち賛成票が12票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま副町長に選任された田中靖章君から発言の申出がありますので、これを許します。

田中靖章君。

1、副町長（田中） 貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

ただいま議員の皆様のご支持をいただきまして、副町長の再びの選任をいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

4年ぶりでこの場所に立ちますと、改めて身の引き締まる思いと責任の重大さを認識しているところであります。今まで4年間、町民の皆さんの立場に立って、そして町民の意見を聞いてという

ところを肝に銘じて職務に精励してまいりました。今後におきましても初心を忘れずに、そのことを忘れずに、議員の皆さん方とともに議論をしながら、広尾町のよりよいまちづくりのために一役を担わせていただければというふうに思っております。広尾町、様々な課題、問題ありますけれども、村瀬町長が掲げております政策の推進に向けまして、議員の皆様と4年間また取り組んでまいりたいというふうに思っております。

何分微力な私どもでありますけれども、今後とも議員の皆様方のご支援とご支持をいただきますように心からお願いを申し上げます、簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。(拍手)

◎日程第5 同意第2号

1、議長(堀田) 日程第5、同意第2号 広尾町監査委員の選任についてを議題とします。

志村國昭議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(6番、志村國昭議員 退席)

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 同意第2号であります。

広尾町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

今回、広尾町議会議員選出の監査委員といたしまして志村國昭議員に再任をお願い申し上げたく、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものであります。

志村氏は、昭和25年10月のお生まれで、現在69歳であります。平成24年4月に広尾町議会の議員に初当選され、現在3期目を務められておりまして、その間、各委員会の副委員長に就任するなど広尾町政の推進にご尽力いただいているところであります。また、平成28年5月から任期満了までの間、当町の議会選出監査委員にご就任いただき、地方公共団体の財務、事業管理などに見識を有しており、監査委員に適任であると考え、提案をさせていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

本案は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき質疑及び討論を省略します。

これより同意第2号 広尾町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、浜野隆議員、

8番、山谷照夫議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序を申し上げます。

1番、松田健司議員、2番、浜野隆議員、3番、萬亀山ちず子議員、4番、前崎茂議員、5番、北藤利通議員、7番、星加廣保議員、8番、山谷照夫議員、9番、渡辺富久馬議員、10番、小田雅二議員、11番、旗手恵子議員、12番、浜頭勝議員。

以上であります。

(投票)

1、議長（堀田） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

浜野隆議員、山谷照夫議員、開票の立会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数11票。そのうち賛成7票、反対4票、うち白票3票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎日程第6 議案第39号

1、議長(堀田) 日程第6、議案第39号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第39号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

事業名は、戸籍総合システム購入事業であります。

財産につきましては、ホストサーバーほかOA機器一式、データ移行、セットアップ等一式であります。

取得の目的は、現在本町で使用している戸籍総合システムが令和2年10月をもって機器の保守等が終了する事に伴う更新であり、取得価格は1,485万円であります。

契約の相手方は、札幌市中央区大通西6丁目1番地、富士ゼロックスシステムサービス株式会社公共事業本部北海道支店、支店長足立孝之であります。

予定業務期限は、本案の議決後、令和2年10月31日までであります。

指名業者等の状況であります。現在町が保管しているデータを円滑かつ確実に移行するため、現システムに精通している富士ゼロックスシステムサービス株式会社公共事業本部北海道支店1社をもって見積り合わせを行っております。落札率は100%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第39号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第40号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第40号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第40号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、法律の題名改称と、新たに基本原則等の条項が追加されたことにより条のずれが生じたことに伴う改正をするものであります。

内容といたしましては、現行条例の第6条第2項において引用する「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改めるものであります。

附則におきまして、本条例の公布の日から施行したいとするものであります。

議案資料の1ページに新旧対照表がありますので、ご確認をいただければと思います。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第40号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第41号～日程第9 議案第42号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第41号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてと日程第9、議案第42号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第41号と議案第42号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

今回の広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等が令和2年3月31日、改正公布されたことに伴い、本町において関連する条例を改正するものであります。

議案第41号の広尾町税条例等の改正内容であります。

1つとして、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しであります。

2つ目が、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応であります。

3つ目は、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しであります。

4つ目は、平成から令和への改元対応が主なものであります。

また、議案第42号の広尾町都市計画税条例につきましては、法律の改正により項ずれが生じたことに伴う改正が主なものであります。

詳細につきましては担当課長から補足説明をさせますので、議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料をお開きいただきたいと思います。

議案資料の表紙にあります議案第41号広尾町税条例新旧対照表、第1条による改正から附則第11条による改正までありますが、本条例、税条例の一部改正につきましては、第1条での改正が主なものであります。主に適用日が令和2年4月1日ですが、改正内容により施行日が異なります。第2条による改正では、第1条によるたばこ税の改正を改正したもの、第3条による改正では、法律改正に合わせての規定の整備、それから附則第8条による改正から附則第11条による改正では、広尾町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でありまして、改元対応を行うものであります。

議案資料で説明させていただきます。

新旧対照表につきましては、内容に沿っての条文の追加、削除等整理を行ったものでありますので、説明は省略させていただきます。

議案資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

1として、広尾町税条例等の一部改正であります。

第1条による改正でございます。

1の町民税関係です。

(1)、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しです。

1つ目の丸ですが、次の3ページの図を参考にいただきたいと思います。

全てのひとり親家庭に対しましては、公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」、これにつきましては婚姻し、その後死別、離別したひとり親につきましては所得控除の対象となる一方、婚姻していない、いわゆる未婚のひとり親については所得控除の対象とはなっていないこと、それと男性のひとり親の間の不公平です。図の現行の下段になりますが、子を有する本人が男性の場合には、所得要件の合計所得金額500万円がある一方、現行の上段、子を有する本人が女性の場合には所得要件がありません。また、子を有する本人が男性に対する控除額は26万円である一方、子を有する本人が女性に対する控除額は30万円となっています。これらを同時に解消するために改正を行うものであります。

1つとして、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有する単身者について、改正後の図の右側になります。未婚のひとり親に対しても同一のひとり親控除、控除額30万円を適用するものです。また、図の本人が女性、本人が男性の改正後のそれぞれ上段になりますが、所得500万円以下に対して適用させるとするものでございます。

2つ目として、ひとり親以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、これまでなかった所得制限500万円以下を設定するものでございます。

2ページに戻っていただきたいと思います。

2つ目の丸ですが、個人住民税の人的非課税措置の見直しです。未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴いまして見直しを行うものであります。

1として、令和元年度改正、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税を見直しまして、ひとり親及び寡婦、これはひとり親を除くのですが、これを対象とするものでございます。寡婦、単身児童扶養者を対象から除きまして、ひとり親を対象に加えるものでございます。

次の3ページをお開きください。

下段になります。関係条例については、条例第24条第1項、第34条の2、第36条の2第1項関係、施行日は令和3年1月1日でございます。

次の4ページになります。

(2)、個人の町民税に係る給与所得（公的年金等受給）者の扶養親族等申告書です。給与所得者または公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、単身児童扶養者に該当する場合、その旨の記載を不要とするものでございます。関係条例は、記載のとおりでございます。

(3)、(4)については、改元対応です。

(5)、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例です。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年、令和6年度まで延長するものです。個人については1頭当たり100万円(交雑種80万円、乳用種50万円)未満であれば、年間の売上頭数、売却頭数が1,500頭まで所得税や住民税が免除されるという制度でございます。

(6)です。長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例です。低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例の創設です。土地等の譲渡に係る長期譲渡所得への課税に対しまして、個人が低未利用土地またはその上に存在する権利を譲渡した場合、譲渡益から100万円を控除とするものでございます。

(7)です。優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例です。課税の特例について適用期間を3年延長、令和5年度まで延長するものでございます。

続きまして、5ページでございます。

(8)については、改元対応でございます。

2、固定資産税関係です。

(1)、使用者を所有者とみなす制度の拡大です。

現状なのですが、1つ目の丸といたしまして、固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等によって、調査をし尽くしても所有者が一人も特定できないケースが存在します。

現行法では、災害等の事由によって所有者が不明の場合には使用者を所有者とみなして課税できる規定がありますが、適用は災害の場合に限定されています。

こうしたケースについて、現行法上は誰にも課税できず、課税の公平性の観点から問題となっております。

改正案ですが、1つ目では、市町村は調査をし尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合は、現に使用している使用者を所有者とみなして、固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとするものです。

2つ目の丸ですが、使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録する場合については、事前に使用者に通知するものとしてございます。

下の図に一連の流れが示されております。

次、6ページでございます。

(2)、(3)については、項ずれに伴う措置でございます。

(4)、現に所有している者の申告の制度化です。

現状なのですが、課税庁については「現に所有している者」、通常は相続人を想定しておりますが、この把握のため、法定相続人全員の戸籍の請求など、調査事務に多大な時間と労力を費やしています。

納税義務者特定の迅速化・適正化のため、独自に死亡届の提出者等に対し「現に所有している者」の申告を求めている団体もあります。広尾町においては、法律に基づいて相続人代表を求めています。

案になりますが、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者、相続人を想定しています、これに対し、市町村の条例に定めることにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるということでございます。

次の7ページをお開きいただきたいと思います。

(5) ですが、法律改正に合わせて改正するものでございます。規定の整備です。

(6)、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございます。

①につきましては、課税標準の特例の措置の除外です。

②です。水力を電気に変換する再生エネルギー発電設備について、発電設備の課税標準の特例措置について3分の2を4分の3とするものでございます。あわせて、特例期間を令和2年4月1日から令和4年3月31日までとするものでございます。

③でございます。浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の新設です。水防法上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対しまして、当該土地に係る固定資産税の課税標準を最初の3年度分、価格に3分の2を乗じて得た額とするものでございます。

④につきましては、法律改正に合わせての規定の整備、(7)、(8)につきましても法律改正に合わせての規定の整備でございます。

次の8ページをお開きください。

3として、市町村のたばこ税関係でございます。

(1)、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しです。

地方税法において、重量比例課税方式が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて、最低税率を設定するものです。

①、令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこについて、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算するものです。

②です。令和3年10月1日以降、軽量の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算するものです。

①の条例第94条第2項関係、施行日は令和2年10月1日、第1条による改正です。経過措置となります。

②につきましては、施行日は令和3年10月1日、第2条による改正です。第1条による改正で改正したものを第2条による改正で改正するものでございます。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

(2)、たばこ税課税の免除です。

法律に合わせての規定の整備で、課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化でございます。

(3)については、条例の条ずれによるものでございます。

4番、特別土地保有税、(1)、(2)につきましては、改元対応でございます。

5、その他、(1)、延滞金の割合等の特例、(2)、納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、租税特別措置法、延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備でございます。

10ページになります。

第2条による改正になります。

(1) につきましては、法律改正に合わせての規定の整備。

(2)、均等割の税率でございます。法律改正に合わせての改正、規定の整備です。法人税法におきまして、通算法人ごとに申告を行うこととする連結納税の廃止、そのことによる規定の整備でございます。企業グループを一つの課税単位とする現行制度に代えまして、企業グループ単位の各法人を納税単位として、各法人が個別に申告を行うとするものでございます。

(3)、法人の町民税の申告納付、①、③につきましては、項ずれに伴う措置でございます。

②につきましては、通算法人について課税標準を法人税とすることに伴う規定の削除でございます。連結グループ全体の連結所得に対して法人税を乗じて計算した連結法人、各連結法人で発生した個別所得金額、個別欠損金額もそうですが、それに対する法人税課税相当分を基礎にして各連結法人に配分される連結法人税の個別帰属額でございます。

④については、条例の項ずれによる改正でございます。法人税において通算法人ごとに申告を行うということの規定の整備でございます。

4番、法人の町民税に係る不足税額の納付についてですが、項ずれに伴う措置でございます。法人税において通算法人ごとに申告をする連結納税の廃止による規定の整備でございます。

次の11ページになります。

(5)、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、法律改正に合わせて改正するものでございます。

その他といたしまして、(1)、(2)、(3) につきましては、項ずれに伴う措置でございます。項の削除に伴う改正でございます。

第3条になります。

(1)、広尾町税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例7号)の一部改正に伴う改正です。

単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等の所要の措置でございます。「単身児童扶養者」としていたものを「ひとり親」として施行することに伴う措置でございます。

次の12ページになります。

附則第8条による改正から附則第11条による改正までは、平成から令和に変わることによる改元対応でございます。

本改正条例につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものが主ですが、改正内容により施行日が異なりまして、記載のとおりとなるものでございます。

次に、13ページになります。

広尾町都市計画税条例の一部改正であります。

(1) から(7) までにつきましては、改元対応、法律改正に合わせての改正、項ずれに伴う改正でございます。

施行日につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第41号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてと議案第42号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第41号と議案第42号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第41号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてと議案第42号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

再開します。

◎日程第10 議案第43号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第43号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第43号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提

案理由を申し上げます。

今回の改正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる国民健康保険の被保険者に対して傷病手当を支給するものであります。

傷病手当の支給については、市町村の条例で定めるところにより行うことができるとされており、今般、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策において、傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的財政支援を行うこととなったことによりまして本条例を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長補佐に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長補佐。

1、住民課長補佐（楠本） それでは、補足説明を申し上げます。

議案資料の 68 ページをお開きください。

国保の被保険者の傷病手当の支給について概要を申し上げます。

1つ目の支給対象者であります。国保被保険者の被用者で、新型コロナウイルスに感染もしくは感染が疑われる者となっております。

2つ目の支給の対象となる期間については、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からで、そのうち労務に就くことを予定していた日ということになります。

3つ目といたしましては、支給額の算出方法ですが、直近の3か月の給与の合計を実際の就労日数で割り返し、そのうちの3分の2が1日当たりの支給額となります。上限額については、米印に記載をしておりますが、額にすると1日当たり3万887円となります。

支給期限の上限は、1年6か月であります。

次に、給与等との調整ですが、給与を受けることができる者には支給をしないということになっております。ただし、受けることができる給与等の額がさきの計算方法で算出された傷病手当より少ないときは、その差額を支給するというものです。

適用については、令和2年1月1日から遡及適用するもので、終了日は別途規則で定めるとすることになっております。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 43 号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 44 号

1、議長(堀田) 日程第 11、議案第 44 号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第 44 号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、賦課限度額の引上げ及び所得が低い世帯への保険税軽減制度のうち、5割軽減、2割軽減の基準額を拡大するものであります。

また、地方税法の改正に伴う条文の整備であります。

詳細につきましては、担当課長補佐に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長補佐。

1、住民課長補佐(楠本) それでは、補足説明を申し上げます。

議案資料の 71 ページをお開きください。

今回の改正の主な内容としては、地方税法施行令の改正によるものでございます。

1つ目ですが、賦課限度額の改定です。国民健康保険税は、医療給付費分である基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3つに分かれて課税されています。今回は、このうち基礎課税額に係る賦課限度額を 61 万円から 63 万円に、介護納付金課税額を 16 万円から 17 万円に改正するものであります。

2つ目でありますが、保険税の軽減対象となる所得基準額を引き上げるものであります。国民健康保険税は、所得に応じて 7 割、5 割、2 割の軽減がされますが、今回はこのうち 5 割軽減と 2 割軽減の基準額を改正するものであり、5 割軽減につきましては軽減判定所得を 28 万円から 28 万

5,000 円に、2割軽減につきましては51万円から52万円に引き上げるものであります。

次のページをご覧ください。

令和2年度国民健康保険税の税率改正による試算の比較でございます。

令和元年度課税実績を基に改正後の試算をしております。

初めに、軽減についてご説明申し上げます。

左側、基礎課税額と真ん中の欄、後期高齢者支援金等課税額は、均等割で5割軽減が増減なし、2割軽減が223人から242人となると見込んでおります。

また、平等割は5割軽減が増減なし、2割軽減が121世帯から129世帯になると見込んでおります。

軽減額は、基礎課税額が均等割と平等割を合算し、2,059万1,000円から2,071万9,000円となり、12万8,000円の軽減額の増、真ん中の欄、後期高齢者支援金等課税額は、630万4,000円から634万3,000円となり、3万9,000円の軽減額の増となると見込んでおります。

次に、右側の欄、介護納付金課税額の均等割は5割軽減が増減なし、2割軽減が69人から72人、平等割については5割軽減が増減なし、2割軽減が52世帯から54世帯で、軽減額が175万円から175万6,000円となり、6,000円の軽減額の増となると見込んでおります。

次に、限度超過額についてであります。

表の下段をご覧ください。

まず、基礎課税額であります。今回の改正で限度額を2万円引き上げることによる影響であります。賦課超過世帯は64世帯から61世帯になり、限度超過額は3,945万5,000円となると見込んでおります。軽減判定所得及び賦課限度額の改正に伴う基礎課税額は、111万9,000円の増となる見込みとなっております。

後期高齢者支援金については、賦課限度額の改正は行わず軽減判定所得の改正のみですので、課税額は3万9,000円の減となります。

次に、右側の介護納付金課税額については、限度額を1万円引き上げ、賦課超過世帯は18世帯から16世帯となり、限度超過額は162万6,000円となると見込んでおります。

軽減判定所得及び賦課限度額の改正に伴う介護納付金課税額は15万6,000円の増となると見込んでおります。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 議案資料の71ページの関係でありますけれども、今回の国保税の賦課限度額の引上げにつきましては、いわゆる地方税法の改正による引上げでありますけれども、地方税法上の法定上限、これがそれぞれ合わせると99万円ということなのですから、例えば平成30年度の

全道の保険料、保険税の賦課限度額の調査では、当時の地方税法の法定上限が93万円でしたけれども、蘭越町は77万円、余市町、むかわ町は83万円と、法定上限から低く抑えて課税をしている実態でございます。現状においてどのような形になっているのかご説明いただきたいと思います。

また、あわせて、先ほど行政報告でありましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大に伴って国保税の保険税率改正を見送ったということでもありますけれども、もともと北海道の基準というのは6年間で順次改正するという内容のものを、本町はそれを5年間ですということ、これを見送ったわけで、通常の6年ルールに戻ったことになるのですけれども、こういった新型コロナウイルス感染状況の中で賦課限度額の見直しについては、この保険税率改正の見送りと併せてどのように検討されたのか、これについてもご説明いただきたいと思います。

それと、厚生労働省が4月8日に新型コロナウイルス感染症の影響で多く事業収入が減少しているという中で、国保加入者の国保税の減免、これについては自治体が減免を行うことによって国が財政支援をするという事務連絡が発出されておりますけれども、このことについて広尾町としてどのような検討をされているのか、併せてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 楠本住民課長補佐。

1、住民課長補佐（楠本） 賦課限度額の関係ですけれども、賦課限度額を上限以下で定めている町村は、道内で医療分で27町村、後期の支援分で2町村、介護分で2町村というようなことになっております。

続きまして、減免の関係なのですけれども、これから7月に向けて減免要綱の改正を行って国保税の減免をするというような予定に今のところはなっております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） この地方税法の改正による法定上限の関係なのですけれども、これは昨年も同様な質疑をしておりますけれども、やはりとりわけこういった新型コロナウイルスの感染拡大によって休業、自粛とかをしているわけでありまして、そういった意味で非常に事業者も営業自体が大変苦難の連続でありますけれども、そういった中でやはり税率の改正の見送りと併せてこの賦課限度額も当然見送るべきでなかったのかなというふうに思うのですけれども、その点についてもう一度お答えいただきたいのと、厚生労働省事務連絡の関係なのですけれども、一般的な災害など特別な理由がある場合の減免を定めています、いわゆる国保法第77条に基づく減免なのでありますけれども、これについては特にコロナウイルスの関係で、今、中小零細企業の方は、どちらかという国保加入者が多いわけですから、そういった方々に対する減免を市町村がきちっと行って、それについては国がきちっと財政支援をするという形を出しておりますけれども、こういった基準ですとか、あるいは被保険者に対する住民周知ですとか、そういったものが今どのように検討されてい

るのか、先ほど十分理解できなかったのですけれども、もう一度お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 限度額の改正でございます。おっしゃられたように、今回、税制の改正部分については1年間見送らせていただいております。

ただし、この①と②につきましては法律改正に基づくものでありまして、特に②については所得の低い方に対する軽減措置を設けておりますので、①と②併せてセットで今回法律に基づいて改正するものがございます。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 楠本住民課長補佐。

1、住民課長補佐（楠本） 国保被保険者の減免の関係なのですけれども、先ほど申し上げましたが、7月に減免の規定を制定する予定でして、その中で厚労省の通知どおりの国保税の減免を行う予定となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 限度額を63万円に見直すということなのですが、4人家族の標準世帯で年収ベース、幾らになったら限度額に達するのか、説明をお願いします。

1、議長（堀田） 楠本住民課長補佐。

1、住民課長補佐（楠本） 国保世帯で4人家族の場合、賦課限度額に達する年収は977万6,000円となっております。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 977万円ということですが、そういう収入の方が社会保険に加入していた場合には保険料は幾らになるのでしょうか。

1、議長（堀田） 楠本住民課長補佐。

1、住民課長補佐（楠本） 976万円で協会けんぽに加入していた場合の年間の保険料は、約60万

7,000円となっております。

1、議長（堀田） ほか。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより議案第44号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 議案第44号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対討論を行います。

本案の第2条関係の賦課限度額が、医療給付費分、介護納付金分を合計すると現行の96万円から3万円引き上げて99万円になります。平成18年度の賦課限度額62万円から比べると、10年余で1.6倍の37万円もの大幅な増加となっております。中間所得層の負担軽減を図る、高額所得者に応分の負担を求めるということでもありますけれども、所得割額や応益割額が高過ぎるため、高額所得者とは言えない人まで限度額世帯となっております。

道内の令和元年度の賦課限度額は、地方税法の規定より低く抑えている保険者は32市町村となっております。1984年には国保の総収入に占める国保支出金の割合は49.8%、5割あったものが2012年は23%、大幅に減額がされております。国庫負担額の増額なしに限度額引き上げだけでは国保財政の窮迫は解決できるものではありません。

加えて、被保険者数が増えることにより均等割が増加し、ほかの社会保険制度ではない負担割合が増加しており、被保険者の負担は増すばかりであります。

また、新型コロナウイルス感染拡大により中小零細業者は、休業、自粛などにより大幅な売上減少で経営危機に直面している業者さんもおられます。今日の現状を鑑みると国保税を引き上げるのではなく、据え置くことこそが行政の果たすべき役割と認識をします。

よって、本案に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番、北藤利通議員、登壇の上、発言を許します。

1、5番（北藤） 議案第44号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、私は、本案に賛成の立場で討論をいたします。

今回の保険税の見直しは、中間所得者層の負担に配慮した国保税賦課限度額を改正、低所得者への軽減拡大を図る改正となっております。

国民健康保険税は、被保険者均等割、世帯別平等割、所得割の合計額によって課税されています

が、保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定以下の場合には、均等割、平等割の保険税について7割、5割、2割軽減を行っているところであり、厳しい経済情勢が続く中、低所得者の負担に配慮した国保税の見直しであり、5割軽減、2割軽減について軽減拡大を図る改正となっております。

よって、本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第44号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第45号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第45号 広尾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第45号 広尾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の改正の内容につきましては、先ほど国保条例と同様に新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる後期高齢者医療制度の被保険者に対して傷病手当を支給するものであります。

本町の行う後期高齢者医療の事務に傷病手当の支給申請受付事務を追加するものであります。

附則におきまして、本条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

議案資料の76ページに新旧対照表がありますので、ご確認していただければと思います。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくご願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 45 号 広尾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 46 号～日程第 15 議案第 48 号

1、議長(堀田) 日程第 13、議案第 46 号 令和 2 年度広尾町一般会計補正予算(第 4 号)についてから日程第 15、議案第 48 号 令和 2 年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)についてまでの 3 件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第 46 号 令和 2 年度広尾町一般会計補正予算(第 4 号)から議案第 48 号 令和 2 年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について提案理由を申し上げます。

主な理由でありますけれども、先ほどの行政報告に関連する新型コロナウイルス感染症対策に係る予算の追加であります。

最初に、議案第 46 号についてであります。

第 1 条は、補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」によるとするものであります。

第 2 条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第 2 表でお示しをするものであります。

次のページの歳出の補正であります。

事項別明細書をご用意いただければと思いますが、事項別明細書 2 ページであります。

補正の歳出であります。

3 款 1 項社会福祉費 32 万 3,000 円の追加は、70 歳以上の高齢者に 1 人当たりマスク 10 枚を送付する事業を行うものでありまして、消耗品及び通信運搬費の追加であります。

27 節は、介護保険特別会計への繰出金を追加するものであります。

5 款 3 項水産業費 284 万 5,000 円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策に係る漁業者支援として利子補給を行うものであります。

6 款 1 項商工費 19 万 3,000 円の追加は、今後の中小企業緊急支援事業の周知等に係る消耗品費及びチラシ等の折り込み手数料の追加であります。

12 款 1 項予備費につきましては、全体予算を調整するものであります。

続きまして、27 ページであります。

第2表の債務負担行為の追加であります。

事項といたしまして、令和2年度広尾町新型コロナウイルス感染症対策漁業支援活力資金利子補給等補助金であります。

期間といたしまして、令和3年度から令和5年度であります。

限度額が807万9,000円であります。

続きまして、議案第47号であります。

本案は、令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億8,060万円とするものとしてあります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

30ページであります。

補正の歳出から説明をいたします。

2款6項傷病手当金は、議案第43号で議決いただきました条例改正に係る補正で、傷病手当金100万円を追加するものとしてあります。

次、戻っていただきまして、歳入であります。

2款2項道補助金であります。傷病手当金に充当する特別交付金で、歳出同額の100万円の追加であります。

続きまして、議案第48号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億9,827万9,000円とするものとしてあります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページの歳入であります。

一般会計繰入金を整理するものとしてあります。

次のページの歳出であります。

4款1項総合事業費7万9,000円の追加であります。新型コロナウイルス感染症対策により自宅に籠もりがちになっている高齢者の運動機能低下を予防するため、運動に関するチラシを作成し、新聞折り込みで配布する事業費でありまして、消耗品費及び折込手数料であります。

以上で、議案第46号から議案第48号までについて、一括して提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から介護保険特別会計までの3件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、一般会計から介護保険特別会計までの3件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案3件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。議案第46号から議案第48号までの3件に対する質疑の発言を許します。

8番、山谷照夫議員。

1、8番(山谷) 議案26ページ、それから事項別明細書2ページ、5款農林水産業費、それから2目水産業振興費、18節の負担金補助及び交付金の関連で質疑させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染に伴う支援策の一環として、利子補給と補助金の補正予算計上は歓迎したいと思っています。

さきの5月8日の臨時会において、村瀬町長は行政報告で基幹産業の漁業、農業についても、新型コロナウイルスが及ぼす影響を見極め、必要な支援を検討したいと述べています。

また、5月12日の道議会水産林務委員会で、道が全道の漁協を調査して算出した2020年の年間漁業生産額は、新型コロナウイルス感染拡大が長期化した場合、外食需要の減少により魚価が低迷し、それに伴う出漁抑制で激減すると、こんな報道をされていることなどから1点、本町の漁業の現状はどのようになっているかお伺いします。

1、議長(堀田) 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長(室谷) それでは、本町漁業の水揚げ状況につきまして説明させていただきます。

直近の4月末までの水揚げ状況となりますが、前年と比較しまして昆布などの製品物を除いた全体で前年比74.5%の税抜き約4億3,600万円の水揚げとなっております。

漁業種類別では、沖合底引き網漁業が前年比106.5%で、前年並みの水揚げとなっておりますが、4月だけの水揚げでいきますと前年比54%と、かなり低くなったところであります。そのほか、スケソウ刺し網漁業は前年比29.8%の水揚げ額、ツブ籠漁業は63.7%、タコ空釣り漁業は52.7%、ホッキこぎ網漁業は53.8%、拾いウニ漁業は37.9%と非常に厳しい状況となっております。

このほか、コロナ関係といたしまして、ツブの単価が非常に安くなっているという状況でございます。

以上であります。

1、議長(堀田) 山谷議員。

1、8番（山谷） 皆さんも知ってのとおり新聞報道されていますが、豊頃町または浦幌町では、水揚げ減漁業者に対して、各操業船の所有者に対して、1隻当たり最大30万円を限度に大津漁協に一括支給すると、このような記事が出ておりますけれども、豊頃町や浦幌町と広尾町の現状及び状況等は異なっていると私は思っていますが、そのような中で今後どのような支援策を検討しているか伺います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） ただいまの漁業の関係につきましては、課長のほうから説明したとおりでありまして、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして水産物の漁獲の減少、価格の低迷など大きな影響を受けているというところでございます。

国におきましては、緊急的な取組として持続化交付金という制度をつくっておりますけれども、これも漁業者に対しても適用される交付金であります。

また、町においても、今申し上げている利子補給等を行うことを決定させていただいているところでありますけれども、ご質問の町としての今後の支援というところでありますけれども、これから始まる魚種もでございます。エゾバイツブでありますとか、昆布、秋サケ、シシャモ、毛ガニ等々、そのほかにもあるわけでありまして、これらの漁模様を総体的に見極めた中で、広尾町の漁業全体として漁組さんとも協議、検討させていただきながら、必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、8番（山谷） 常に支援策にはタイムリー性だとかスピード感が求められていると思っています。実際に困っている方の声もこれから聞いていかなければいけないのかなと思っていますけれども、今後どのような計画をお考えかだけ、お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今後の漁業支援の予定等についてでありますけれども、新型コロナウイルス、特に感染防止のため町民に自粛を求めているところでありまして、その影響で商工業者等、非常に厳しい状況にあるのですけれども、地域経済が低迷している、それを受けて漁業関係についても、それぞれの魚を市場に出すときの単価が暴落をしております。非常に厳しい状況、商工業者ではなくて漁業者にも影響が出ているところであります。

今後の状況等については、今、副町長が言ったように漁が限られた期間ですでれていくわけでありまして、今後、昆布だとかイカだとかサンマですとかシシャモ、秋サケ、毛ガニとあるわけであり

まして、総体的にやっぱり見る必要があるのだろうというふうに思っています。当面は利子補給で対応させていただきましたけれども、総合的な漁業振興策については、1年間見て12月頃、見て判断させていただければというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） ほかに。

10番、小田議員。

1、10番（小田） マスクのほうについて聞きたいと思うのですが、まず具体的にいつ頃を想定して、もう一度具体的にどのような形で渡すかというのを確認してみたいと思うのでお答えいただきたいのと、それで3つ目は遅過ぎないですかという話、このことについて。あと、アベノマスクもぶつかって、北海道はまだ来ていないみたいなのですが、その辺との兼ね合いについてどのように考えて、このような予算を、補正をするのか教えてください。

以上です。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） マスクにつきましては、町民の70歳以上の方にお1人10枚ずつ配付を予定しています。配付の方法としましては郵送、今日可決いただければ、今日にでも発送したいと考えております。

それから、マスクの配付が遅いのではないかということなのですが、いろいろと国の緊急事態宣言とか拡大と、それから北海道の休業要請等で、いろいろと日々この新型コロナウイルス対策については状況が変わっておりました。その都度本町におきましても町民の方へ自粛を要請したり、あるいは公共施設を休館または閉鎖させていただいたり、日々対策を講じてまいりました。その中の一つ、今回遅いというご指摘ですが、感染すると重症化になりやすいとされており、高齢者の方々に、町で保有しております、いろいろ寄附とかでも皆さんからマスクをいただきまして、ストックも充実したものですから、これをお配りするということに、このタイミングでお配りするということにいたしました。ご理解いただきたいと思っております。

それから、政府が1住所2枚マスクを配布する、そういった制度を表明されてから随分時間が経過しておりますけれども、いつ配られるかということは、恐らくまだ広尾の町民の方々には届いていない、私の認識では届いていないと思っております。これにつきまして、国からいつ頃配布になる等々の情報提供はございませんので、その辺については確かなことは今、申し訳ございませんけれども、説明できません。

以上でございます。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 最初に聞けばよかったのですがけれども、1枚幾らぐらいのもので、そしてどんな、いろんな種類ありますよね。マスクも3種類も4種類もありますけれども、どのような形のものを考えているのかということと、あと10枚、もしそれが消耗するような形のものであれば、この10枚でなくてまた、状況にもよりますけれども、今後またこのように町として、時期を置いて配付することを考えるのかということの3つを聞きたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） マスクにつきましては、今回70歳以上の方々にお配りする分につきましては、全て町のほうで購入したものでございます。

購入の単価なのですが、税込みで1枚77円のもの、それから1枚66円のものがございます。77円のほうは、購入したのが1万枚です。正確に1万枚。それから、66円のほうは2万枚購入しております。このうちから70歳以上の方にお配りすることにしていきます。

それから、1人10枚お送りしまして、これが当然消耗品でございますから……。すみません、その前にマスクの種類なのですけれども、皆さんが今しておられる不織布、布マスクではなくて不織布マスク、一般にサージカルマスクとも呼ばれているもの、これをお配りする予定でございます。

それから、2点目なのですけれども、お1人10枚お配りしまして、当然使用されますので、消耗され、なくなるということも考えられます。これから先ほどお話にも出ました政府からの布マスク、これもいつ届くか分かりませんが、皆様のお手元に届くと思われまいます。これにつきましては、洗って複数回使えるということですので、そういった配布状況等も勘案しながら、今後高齢者の方々の感染防止対策としてマスクを配付することについて、その後のことを今後検討していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第46号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてから議案第48号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの3件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

少々お待ちください。

よって、議案第46号から議案第48号までの3件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案3件は、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案3件は討論を省略します。

これより議案第46号 令和2年度広尾町一般会計補正予算(第4号)についてから議案第48号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてまでの3件を一括採決します。

お諮りします。本案3件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長(堀田) 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長(堀田) これにて令和2年第3回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 0時02分